

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

許認可等の内容		農村婦人の家使用料の減免
根拠法令等及び条項		栃木市農村婦人の家条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市農村婦人の家条例第7条、栃木市農村婦人の家条例施行規則第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 婦人の家の使用料の減免基準（条例第7条） 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。（施行規則第5条）</p> <p>(1) 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体又は農産加工若しくは市民生活に関する団体が利用するとき。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</p>	